

別紙 1

下関市観光周遊モデルコース誘客促進業務委託仕様書

- 1 業務名 下関市観光周遊モデルコース誘客促進業務
- 2 業務目的
令和8年秋の山口デスティネーションキャンペーン（以下「山口DC」という。）を好機と捉え、下関市及び山口県が有する観光素材の魅力を活かした旅行商品の造成又は磨き上げを行い、効率的かつ効果的なプロモーション、旅行商品の販売支援等を実施し、本市への誘客促進を図るとともに、令和9年の山口DCアフターキャンペーン（以下「アフターDC」という。）に向けたリピーター獲得に繋げることを目的とする。
- 3 業務場所 下関市内ほか
- 4 業務期間 契約締結日から令和9年3月30日まで
- 5 業務内容
 - (1) ターゲット等の設定
 - (ア) 誘客を対象とするエリア設定は以下のとおりとする。
 - (a) 九州エリア
 - (b) 関西エリア
 - (イ) 下関市及び山口県が有する観光素材に応じた効果的なターゲット層（年代・性別など）を設定すること。
 - (ウ) 必ずしも（ア）及び（イ）のターゲットに準拠する必要なく、業務の目的を達成するため、各種データ等に基づくターゲット設定を提案することは妨げない。
 - (エ) ターゲットの詳細は、下関市と協議の上、決定すること。
 - (2) モデルコースの造成及び磨き上げ
 - (ア) 造成及び磨き上げるモデルコースは（1）のターゲットに訴求し、山口県外からの旅行及び宿泊需要を喚起・促進する内容とすること。
 - (イ) モデルコースは以下のとおりとする。
 - ・ 2泊3日のモデルコースを1コース以上
 - ・ 1泊2日のモデルコースを1コース以上※上記ともに必ず下関市に1泊以上すること。

- (ウ) 新たな観光施設や宿泊施設等を積極的にモデルコースへ盛り込むこと。
 - (エ) 下関市及び山口県の観光素材や宿泊施設等を中心としたモデルコースとするが、誘客促進及び満足度向上につなげるため、県域を越える行程を提案することは妨げない。
 - (オ) 旅行需要の平準化の観点から、平日を中心としたモデルコースを造成すること。ただし、誘客促進及び満足度向上につなげるため土・日・祝日を含めた行程を提案することは妨げない。
- (3) 旅行商品の販売
- (ア) 受託者のホームページやターゲットに合わせたO T Aなどを活用し、旅行商品の販路整備を行うこと。
 - (イ) 山口D Cに応じた最適な販売時期を提案し、実施すること。なお、時期の詳細は、下関市と協議の上、決定する。
 - (ウ) 各自治体等が実施する団体旅行商品造成支援助成金を積極的に活用すること。
- (4) プロモーション
- (ア) 旅行商品の認知度向上を図るため、効果的かつ効率的に情報発信を行うこと。
 - (イ) プロモーションの内容は、山口D Cのアフターキャンペーン（以下「アフターD C」という。）における本市への誘客促進につながる内容とすること。
 - (ウ) ターゲットに適したプロモーション媒体や方法、スケジュール等を提案し、実施すること。
- (5) 効果検証及び分析
- (ア) 本業務に伴う必要なK P I（目標項目と目標値）を具体的に設定し、提案書に記載すること。
 - (イ) プロモーションにあたっては、具体的な測定方法と測定時期を設定すること。
 - (ウ) 旅行商品の販売にあたっては、観光庁等が公表する統計や業務実績など、できる限り客観的なデータ等を用いたうえで、適切な販売目標数を設定すること。
 - (エ) 参加者のアンケート結果から効果を測定すること。
 - (オ) 設定したK P Iを達成した場合も、事業成果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用を行うこと。
- (6) 独自提案
- 本事業の目的を達成する上で、効果的な独自の提案があればその内容を記載すること。
- (7) その他

- (ア) 各種業務の戦略的なスケジュールを設定し、提案すること。
- (イ) 本市の観光振興に伴う整備計画や各種事業を踏まえ、相乗効果を図ること。

6 業務の実施体制

- (1) 業務の進捗を管理する総括責任者を1人配置すること。業務を効果的に実施するための担当者を1人以上配置すること。
- (2) 必要に応じて、下関市と協議を行うこと。
- (3) 協議の実施後、受託者は協議内容をまとめた報告書を下関市に提出すること。

7 成果報告書等の提出

- (1) 事業の進捗状況に応じて、下関市が報告を求めた場合、経過報告書を提出すること。
- (2) 業務の実施を完了したときは、業務内容、状況及び実績がわかる成果報告書を提出すること。
- (3) 成果報告書には、アフターDCに向けた提案も盛り込むこと。

8 留意事項

- (1) 本業務により新たに制作した成果物（データ、イラスト、写真、文章、デザイン、プログラム等）の著作権について、著作権法第21条から第28条に定める権利（著作権（財産権））は、下関市に無償で譲渡するものとする。また、著作権法第18条から第20条に定める権利（著作者人格権）について、受託者は権利行使をしないものとする。
- (2) 本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が下関市の責に帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (3) 成果物が仕様に反することが判明した場合には、納品後であってもデータの修正を行うこと。

9 その他

- (1) 個人情報の取り扱いに留意すること。
- (2) 仕様書に定めのない事項については、下関市と協議の上、定めるものとする。